

1. 山田町立地適正化計画の概要

1-1. 立地適正化計画の概要

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第 81 条に規定する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、市町村が都市全体の観点から作成する包括的な都市計画です。計画作成においては、持続可能で機能的な都市構造を確保するために、多様な分野の計画との連携を図り、住宅や都市機能の立地を図る区域等を示すこととなります。

1-2. 立地適正化計画で定める事項

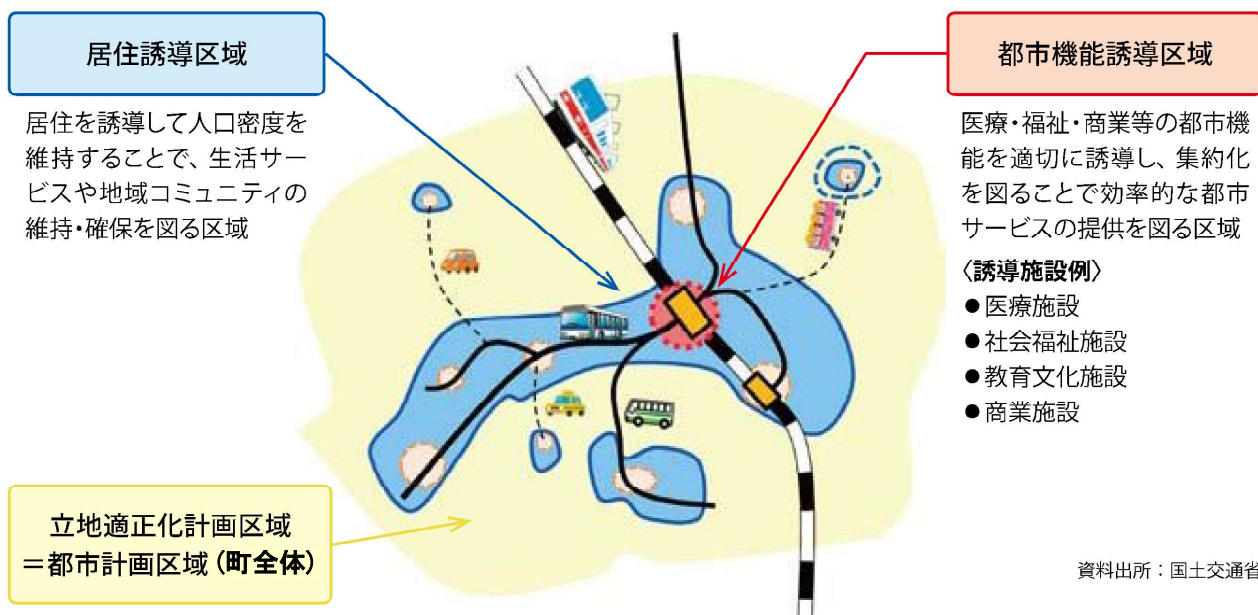
都市再生特別措置法に基づき、主に次の事項を定めます。

【立地適正化計画で記載すべき主な項目】

- 住宅及び都市機能増進施設[※]の立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 誘導施設（都市機能誘導区域に誘導する都市機能増進施設）
- 都市機能誘導・居住誘導を実現するために講ずるべき取組
- 防災指針
- 目標値

※都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

図 立地適正化計画のイメージ

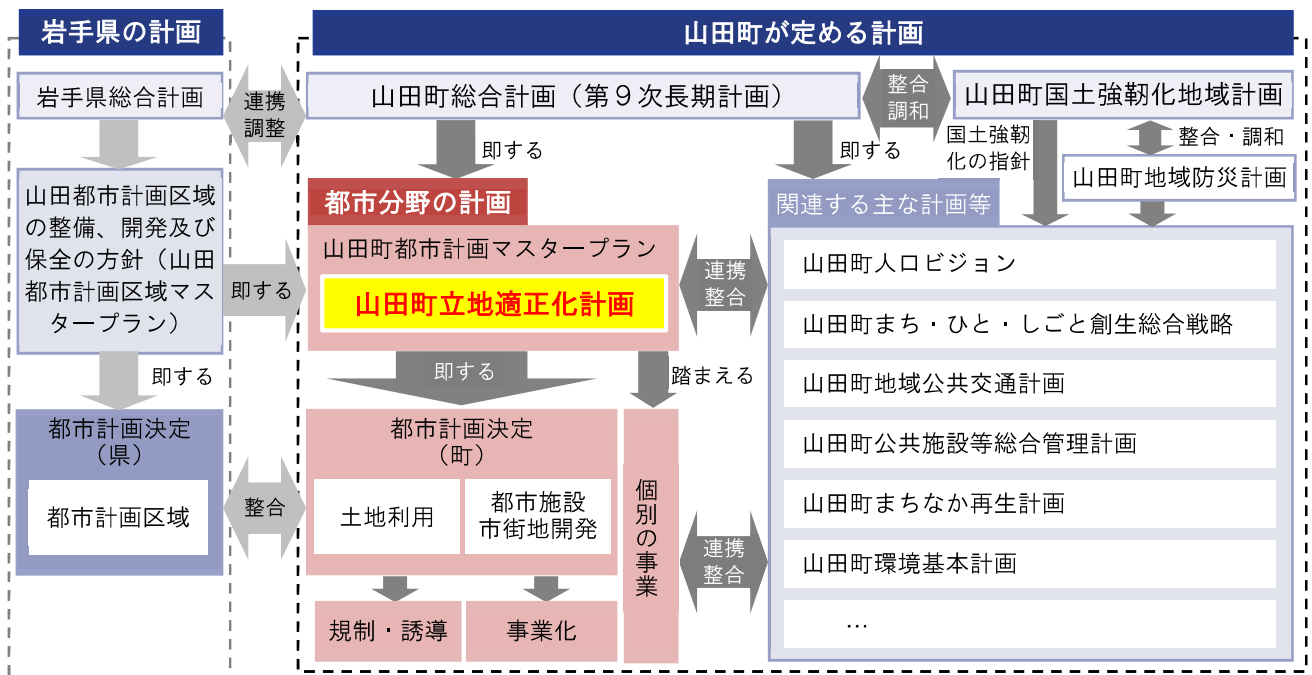


1-3. 計画の位置付け

立地適正化計画は、山田町総合計画及び県が策定する山田都市計画区域マスタープランに即するとともに、山田町都市計画マスタープランとの調和を保つ必要があります。

また、本計画は都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市再生特別措置法第 82 条の規定により、都市計画法に基づく市町村都市計画マスタープランの一部と見なされます。

図 計画の位置付け



1-4. 計画の対象区域

立地適正化計画の対象地域は、山田町の行政区域のうち、山田都市計画区域内とします。

1-5. 計画の期間

立地適正化計画は、おおむね 20 年後の都市を展望することから、計画期間は、2023（令和 5）年から 2042（令和 24）年とします。なお、おおむね 5 年ごとに本計画で定める目標値の達成状況に応じて計画の見直しを行います。